

山梨県公報

第二百七十三号

令和四年

四月四日

月 曜 日

目次

告示

○指定納付受託者の指定(二件)……………一三三
○道路の区域変更……………一三三

公告

○山梨県名誉県民の事績……………一四四
○県政功績者……………一四四
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………一四五
○甲府都市計画道路事業の施行について……………一四五
○選挙管理委員会
○政治団体の名称等の届出……………一五五
○不在者投票を行うことができる施設の指定……………一五七
○指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定の変更……………一五八

告示

山梨県告示第八十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和四年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 S B ペイメントサービス株式会社 社 東京都港区海岸一丁目七番一号東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- 指定納付受託者を指定した日 令和四年四月一日
- 指定納付受託者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふると納税に係るものに限る。)
- 指定納付受託者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類等

1 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

- (一) MasterCard
- (二) VISA
- (三) JCB
- (四) American Express
- (五) ダイナース

2 次に掲げる電気通信事業者のキャリア決済

- (一) ソフトバンク株式会社
- (二) KDDI株式会社
- (三) 沖縄セルラー電話株式会社
- (四) 株式会社NTTドコモ

五 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

山梨県告示第九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和四年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 PayPay株式会社 東京都千代田区尻尾井町一番三号
- 指定納付受託者を指定した日 令和四年四月一日
- 指定納付受託者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふると納税に係るものに限る。)
- 指定納付受託者が代理納付の対象とする電子決済サービスの種類 PayPay残高
- 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

山梨県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和四年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和四年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長沢小淵沢線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北杜市小淵沢町上笹尾字竹阿原三二八一番 四地先から 北杜市小淵沢町上笹尾字細窪三二二四番四 地先まで	旧	八・九 七二・一	四七三・三
	新	一一・三 七二・一	四七三・三

公 告

● 山梨県名誉県民の事績

山梨県名誉県民条例（平成二十七年山梨県条例第四十五号）第二条の規定により令和四年三月二十三日に稲葉清右衛門氏を山梨県名誉県民に選定したので、同条例第三条第二項の規定によりその事績を公告する。

令和四年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 山梨県名誉県民 稲葉 清右衛門
- 二 生年月日 大正十四年三月五日
- 三 住所 神奈川県足柄下郡箱根町
- 四 事績

氏は、茨城県明野町（現 筑西市）に生まれ、東京帝国大学（現 東京大学）第二工学部精密工学科を卒業後、富士通信機製造株式会社（現 富士通株式会社）に入社した。

昭和四十七年に同社から富士通ファナック株式会社として独立する際に専務取締役となり、昭和五十年に代表取締役社長に就任した。社長として、忍野村に富士工場を整備した後、ファナック株式会社に社名を変更し、昭和五十九年には東京都日野市から忍野村に本社を移転した。

技術者として、国内企業では初めて、工作機械などの操作に使われる数値制御装置

の開発を手掛け、世界的な機械工業の生産自動化や効率化に多大な貢献をされた。平成七年に会長、平成十二年に相談役名誉会長、平成十七年からは名誉会長を務め、令和二年、九十五歳でご逝去された。

この間、氏は、国内外に向けたグローバルな事業展開により、同社を世界的な電気機器メーカーに育成した。事業活動を通じて、地域経済の発展や県財政に大きく寄与しており、山梨県への貢献は絶大である。

また、世界的先端技術企業として、英国サッチャー元首相の視察や、ルクセンブルク大公国大公殿下・大公妃殿下の御視察、昭和五十九年から平成十五年の計四回にわたる行幸啓等を受け入れるなど、国内外に向け山梨県の名を広めることにつき極めて大きな役割を果たされた。

これらの功績は極めて顕著であり、県民の誇りとしてひとしく敬愛を受けているところである。

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく令和三年度県政功績者は、次のとおりである。

令和四年四月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

功績分野	名	称
（東京二〇二〇） ○オリンピック・パラリンピック運営関係	株式会社OMT 株式会社薬原鉄筋工業 山陽精工株式会社 都留信用組合 株式会社早野組	株式会社山梨中央銀行 大月ロータリークラブ 山中湖ロータリークラブ 河口湖ロータリークラブ 南都留中部商工会 公益社団法人 隊友会 山梨県隊友会 一般社団法人 山梨県警友会連合会 山梨県立吉田高等学校
特別感謝状		

山梨県立富士北稜高等学校 山梨県立富士河口湖高等学校 公立大学法人 都留文科大学 道志村消防団 山中湖村消防団 山梨県自転車競技連盟 陸上自衛隊 北富士駐屯地 南部町立陸合小学校 南部町立栄小学校 南部町立富沢小学校 南部町立南部中学校 山梨県立笛吹高等学校 甲府市立甲府商業高等学校 社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会 山梨県障害者スポーツ協会 今中 大介
--

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和四年四月四日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ山梨 山梨県山梨市下石森字宮ノ前七一 番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

山梨トヨペット株式会社 代表取締役 高野孫左エ門 山梨県甲府市酒折一丁目十番三十二号 外七者	山梨トヨペット株式会社 代表取締役 高野孫左エ門 山梨県甲府市国玉町二百三十八番地一 外七者
---	---

- 3 変更の年月日 令和三年十二月二十二日
- 三 届出年月日 令和四年三月十八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年八月四日まで

● 甲府都市計画道路事業の施行について
甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
令和四年四月四日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
- 1 収用の部分 山梨県甲斐市中下条地内
- 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。
令和四年四月四日

山梨県選挙管理委員会
委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
小林かずよし後援会 良政会	小林 和良	小林美智子	南巨摩郡富士川町最勝寺一三六一―一	令和四年二月十七日	令和四年二月十七日
れい明の会	斉藤 直	斉藤タキコ	南巨摩郡富士川町長澤一〇六	令和四年二月二十日	令和四年二月二十一日
長沢けんを支援する会	長澤 健	長澤美子	南巨摩郡富士川町天神中條九四八	令和四年二月二十三日	令和四年二月二十四日
高井としき後援会	高井 利樹	中山 恵介	南巨摩郡富士川町鯉沢八〇七	令和四年三月四日	令和四年三月四日
おひさま会	宇田川 朱恵	若林 美緒	南巨摩郡富士川町平林一二八八	令和四年三月二十日	令和四年三月二十二日

その他の政治団体の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
中巨摩医師連盟	田邊 譲二	内山 秀行	甲斐市富竹新田一九八〇 山梨県医師会館二階 中巨摩医師会内	令和四年三月一日	令和四年三月四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	渡辺幸寿を励ます会	佐野 甫夫			令和三年四月一日	令和四年二月二十八日
旧		奥脇 高二				
新	山梨県社会保険労務士政治連盟		平田まゆみ 小林和美		令和三年五月二十五日	令和四年三月一日
旧		佐藤 久晴				
新	金丸ひろしを支援する会	小林 正躬			令和四年三月一日	令和四年三月一日
旧		斉藤 賢介				
新	洋友会	斉藤 甲次			令和四年三月一日	令和四年三月二日

旧	新	旧	新
	深沢健吾とともに歩む「深健会」	久嶋成美後援会	
		河内郁夫	原田正一
	甲府市里吉四丁目六―二六―六一七 甲府市里吉四丁目六―四〇		
	令和三年十二月一日	令和三年十二月一日	令和四年三月七日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
「久わの会」	田中久雄	石原洋	中央市今福二八一	令和三年十二月三十一日	令和四年二月二十一日
光友会	長田正興	保延健	甲斐市亀沢二六〇九	令和三年十二月二十七日	令和四年二月十八日
河井淳後援会「身延を考える会」	田中邦久	木内裕史	南巨摩郡身延町身延三六七〇	令和三年十二月三十一日	令和四年三月九日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
長澤健	県議会議員	長沢けんを支援する会	南巨摩郡富士川町天神中條九四八	長澤健	令和四年二月二十三日	令和四年二月二十四日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
田中久雄	市長	「久わの会」	中央市今福二八一	田中久雄	令和三年十二月三十一日	令和四年二月二十一日

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

令和四年四月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

施設名称	所在地
特別養護老人ホームみんなの家青沼	甲府市青沼二丁目三番一四号

特別養護老人ホーム白峰荘

南アルプス市飯野二八二〇

教育委員会

● 指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定の変更
 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定に基づき、甲府看護専門学校（昭和二十八年政令第三百四十号）の連携措置に係る科目について、令和四年四月一日付けで次のとおり指定を変更した。
 令和四年四月四日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

変更前		変更後	
連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目	連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
食生活と栄養	人体と看護	人体のしくみと働きⅣ	人体の構造と機能
看護概論	基礎看護	看護概論Ⅰ	基礎看護
臨床看護概論Ⅱ	基礎看護	臨床看護総論Ⅱ	基礎看護
成人老年看護総論	成人看護	成人老年看護概論	成人看護
精神看護総論	精神看護	精神看護概論	精神看護
母性看護	母性看護	母性看護論	母性看護
小児看護	母性看護	小児看護論	母性看護